平成２７年（フ）第５号
愛知県一宮市新生２丁目５番２　シャトレシンセイ102号室、住民票上の住所滋賀県高島市新旭町針江536番地３
債務者　宮田　昌樹
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　誠
4　破産債権の届出期間　平成27年２月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第９４号
東京都港区南青山４丁目27―１―302
債務者　櫃割　弘文
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中純一郎
4　破産債権の届出期間　平成27年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月12日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７２号
東京都江戸川区平井７丁目６―11
債務者　細田　一己
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大瀧　靖峰
4　破産債権の届出期間　平成27年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０４号
埼玉県さいたま市緑区東浦和９丁目５―２―401
債務者　西島　隆史
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高井　信也
4　破産債権の届出期間　平成27年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０７号
神奈川県横浜市都筑区早渕１丁目21―４　サニーヒルズＣ103
債務者　鴨下　英幸
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　寛史
4　破産債権の届出期間　平成27年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５３号
新潟市江南区亀田本町４丁目３番６号
債務者　荒井　幸雄
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　将之
4　破産債権の届出期間　平成27年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月23日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４５４号
新潟市江南区亀田本町４丁目３番６号
債務者　荒井　澄子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　将之
4　破産債権の届出期間　平成27年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月23日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４５５号
新潟市秋葉区車場４丁目12番34―403号　クレール１
債務者　荒井　幸浩
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　将之
4　破産債権の届出期間　平成27年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月23日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０１号
宮崎県延岡市北浦町宮野浦1745番地
債務者　田中　昭義
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　純一
4　破産債権の届出期間　平成27年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月17日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第１４号
北海道斜里郡斜里町ウトロ香川81番地、住民票上の住所北海道斜里郡斜里町ウトロ香川62番地
債務者　鐵　　顯彦
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　敏朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月20日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
北海道斜里郡斜里町ウトロ香川81番地、住民票上の住所北海道斜里郡斜里町ウトロ香川62番地
債務者　鐵　　純子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　敏朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月20日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２７年（フ）第１号
北海道斜里郡斜里町ウトロ香川62番地
債務者　木幡純一郎
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　敏朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月20日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２７年（フ）第５号
香川県丸亀市垂水町3224番地20
債務者　白井　信幸
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田岡　直博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月15日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第３９６号
鹿児島県鹿児島市皷川町５番41―1041号
債務者　津代　謙二
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係